

報告第十六号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

令和元年十一月二十五日

江戸川区長 齊藤 猛

## 和解調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	6,066,262 円	1 件
合 計	6,066,262 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金  
 担当部課 福祉部福祉推進課

No.2

番号	和解額	和解日	裁判所及び事件番号	債権発生日	和解の内容			当事者
					和解額内訳等	支払方法		
1	6,066,262 円	令和元年9月20日	東京地方裁判所 令和元年(ワ)第19854号	平成12年6月15日	元金 3,417,550 円 利息金 281,312 円 遅延損害金 2,367,400 円	令和元年10月から令和11年9月まで 毎月末日限り 50,000円ずつ 令和11年10月末日限り 66,262円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
計	6,066,262 円							